

相続登記が義務化されました (: ° ` ˘ °)



所有者不明土地問題等を受け、令和6年4月1日から不動産登記法が改正され、不動産の名義人が亡くなったことによる相続登記の申請が義務化されました。



不動産を登記した人は、名義人だった人が亡くなってから3年以内に相続登記を申請する必要があります。

※令和6年3月以前に亡くなった場合は、
同年4月から3年以内



相続登記を申請することができない正当な理由がなく、手続を怠った場合は、過料の制裁に処される場合があります。

正当な理由については、下記のQRコードから法務省ホームページ「相続登記の申請義務化について」から「申請義務違反と過料について」を参照してください。



相続登記は速やかに手続をお願いいたします。制度や登記申請手続については、司法書士等の専門家やお近くの法務局までご相談ください。

ホームページも参照願います。

相続登記の申請義務化特設ページ

